

○負債性引当金取扱要領

平成 23 年 3 月 30 日会計第 3896 号

負債性引当金取扱要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

負債性引当金取扱要領

（目的）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）第 16 条第 3 号に規定する賞与等引当金及び第 17 条第 3 号に規定する退職手当引当金（以下これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、作成基準の定めるところによる。

（1）要引当金額

当該会計年度の引当金に計上する金額をいう。

（2）引当金繰入額

引当金の当期発生額をいう。

（3）引当金戻入額

引当金の当期戻入額をいう。

（要引当金額等の算定主体）

第 3 条 要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定主体は、次のとおりとする。

ア 賞与等引当金

会計局長

イ 退職手当引当金

総務部総務サービス課長及び大阪府警察本部警務部給与課長

（引当金繰入額及び引当金戻入額の計上）

第 4 条 引当金繰入額及び引当金戻入額は、作成基準第 21 条に規定する行政コスト計算書のそれぞれの引当金繰入額に計上する。

2 引当金繰入額及び引当金戻入額は、作成基準第 6 条第 4 項に規定する取引の計上区分ごとに計上する。

（要引当金額の算定）

第 5 条 要引当金額の算定は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）賞与等引当金

賞与等引当金の要引当金額は、翌年 6 月に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当並びにこれらに係る法定福利費相当額の支給見込額の金額に 6 分の 4 を乗じて算定する。

（2）退職手当引当金

ア 退職手当引当金の要引当金額は、財務諸表の作成基準日に在職する職員（同日付けで退職する職員を除く。）が同日付けで自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額をもって算定する。

イ アの算定は、職員の退職手当に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 4 号。）など退職手当の支給に関する規程に基づき、給与システムで行う。

（その他引当金の計上）

第 6 条 所属長は、作成基準第 17 条第 4 号に規定するその他引当金を計上する場合は、その内容及び算定方法など必要な事項について、会計局長と協議しなければならない。

（附属明細表の表示）

第7条 作成基準第32条第5号に規定する引当金明細表に表示する当期増加額及び減少額は次のとおりとする。

ア 当期増加額

各引当金の引当金繰入額

イ 当期減少額（目的使用）

各引当金の計上目的（期末及び勤勉手当等及び退職手当の支給）に基づく減少額

ウ 当期減少額（その他）

各引当金の引当金戻入額

（細則）

第8条 この要領に定めるもののほか引当金の取扱いに関し必要な事項は、会計局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行し、平成23年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行し、平成29年度の財務諸表の作成から適用する。